

## 人事委員会規則

### 第1条（目的）

一般社団法人研究・イノベーション学会（以下「学会」という。）の企画会議の下に設置された人事委員会について、その趣旨、権限、構成員等を以下のとおり定める。

### 第2条（人事委員会の趣旨と権限）

人事委員会は、翌年度の役員等の候補の選任を行う。

### 第3条（人事委員会の構成員）

人事委員会の構成員は以下の各号とする。

- 一 会長
- 二 筆頭副会長（次期会長予定副会長）
- 三 筆頭総務理事
- 四 筆頭編集理事
- 五 筆頭業務理事
- 六 筆頭広報担当理事
- 七 筆頭会計理事
- 八 総務理事
- 九 事務局担当理事
- 十 人事委員会担当顧問（顧問の中から会長及び筆頭副会長の合議により推薦する者）

### 第4条（人事委員会の開催）

人事委員会は必要に応じ適宜開催する。

- 2 電子メールや電磁的方法での審議等、対面ではない開催を妨げないものとする。

付則 本規則は2024年2月16日から施行する。